

令和5年度業務実績に係る自己評価書

令和6年6月27日

独立行政法人農畜産業振興機構

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
肉用牛交付金を交付した件数	—	25,977件	42,969件					予算額（千円）	285,943,856				
目標業務日以内に交付した件数	35業務日以内の交付	25,977件	42,969件					決算額（千円）	115,403,436				
達成度合	—	100%	100%					経常費用（千円）	125,437,286				
肉用牛交付金を交付した回数	—	4回	4回					経常利益（千円）	△1,241,120				
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回					当期総利益（千円）	8,631				
達成度合	—	100%	100%					行政コスト（千円）	125,437,286				
肉豚交付金を交付した件数	—	—	—					行政サービス実施コスト（千円）	—				
目標業務日以内に交付した件数	30業務日以内の交付	—	—					従事人員数	52.0				
達成度合	—	—	—										
肉豚交付金	—	—	—										

を交付した回数																			
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	—	—																
達成度合	—	—	—																
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数	—	278件	321件																
目標業務日以内に交付した件数	14業務日以内の交付	278件	321件																
達成度合	—	100%	100%																
肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数	—	3回	3回																
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	3回	3回																
達成度合	—	100%	100%																
緊急対策として制定した事業数	—	13事業	11事業																
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	13事業	11事業																
達成度合	—	100%	100%																

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第2 中期目標の期間			(◎：大項目、			

<p>機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。</p>			<p>○：中項目、 ◇：小項目)</p>			
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。)に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>	<p>◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策</p> <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</p>			

<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：34 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的な T P P 等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定。以下「T P P 等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 また、令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震により肉用牛生産者にも被害が及んだことを受け、可能な対策として、災害救助法が適用された石川県内で飼養された登録肉用牛を対象に生産者負担金の納付期限の延長措置を即時対応するとともに、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付猶予措置等を講じた。 さらに、2 月中旬には、石川県において畜産業振興事業と合同の災害対策説明会を開催し、関係機関に説明を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (42, 969 件/42, 969 件) であった。 また、令和 6 年能登半島地震による被災生産者への支援対策として、生産者負担金の納付期限の延長等を迅速かつ的確に実施するとともに、被災地（石川県）において畜産業振興事業と合同の災害対策説明会を開催し、関係機関と連携して問合せや相談に丁寧に取り組み、災害対応についても遺漏なく適切に実施したことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：2 業務日)</p>	<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p>	<p><主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

			<p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p>			
<p>(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的な T P P 等関連政策大綱(令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定。以下「T P P 等政策大綱」という。)において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。</p> <p>なお、令和 6 年能登半島地震により肉豚生産者にも被害が及んだことを受けて、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付期限の延長措置等を講じた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	
<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表</p> <p>肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生</p>	<p>◇ (エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表</p> <p>分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>該当なし</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	

<p>日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：-業務日)</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。</p> <p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関</p>	<p>産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p> <p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p> <p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p> <p>◇(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められ</p>	<p><主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務に当たっては、第2四半期(7~9月)において、肉用子牛生産者補給金について21年ぶりに黒毛和種で発動(交付対象生産者21,107者、106,910頭)し、同時期に交付を行う</p>	<p><評定と根拠> 評定a 交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付することができた。達成度合は100%(321件/321件)であった。 肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者の大半を占める黒毛和種については、21年ぶりに同補給金が発動すると同時に、畜産業振興事業</p>	
--	---	---	---	--	--	--

<p>連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>る a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>畜産業振興事業の緊急対策（和子牛生産者臨時経営支援事業）も同四半期に発動（同19,758者、83,682頭）となった。 このため、交付対象生産者に対し、遅滞なく、かつ、確実に交付するため、全国説明会を開催し、効率的に作業できるようスケジュールを作成し、周知した。 また、説明会後に受けた指定協会からの問い合わせ内容を反映した一問一答及び指定協会が利用する交付システムの操作の重要項目についてマニュアルを作成し、メールにて配布した。 なお、第3四半期（10～12月）についても、補給交付金及び緊急対策の双方での発動（補給交付金交付対象生産者：20,839者、107,482頭 緊急対策交付対象生産者：19,525者、86,008頭）となった。</p>	<p>による交付金も同時期に発動したことから、生産者までの速やかな交付手続を実現するため、事前に指定協会から聴取した実態を反映した緻密なスケジュールを作成し、併せて前述の両事業を混乱なく、かつ、効率的に作業できるよう手続を見直し、各種書面手続等について全国説明会を開催し、周知徹底した。 さらに、スケジュールに即した効率的な手続を図るため、指定協会からの意見・照会に応じた一連の手続に係るポイント及び留意事項の詳細を記載した事務連絡、問い合わせ内容を反映した一問一答、当該手続に沿って内容を絞り込んだシステムの操作手順書を適宜メールにて発出することで、指定協会と適切に連携を図り、生産者補給交付金等を交付し、的確に生産者補給金等が交付されたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係</p>	<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用</p>	<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用</p>	<p>◇(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付し</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から5業務日以内に</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成</p>	

<p>る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：5業務日)</p>	<p>子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>た回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>ホームページで公表した。</p>	<p>度合は100%（3回/3回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的か</p>	<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあつた全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した（23回）。 （第2の6の（1）のイ参照）</p>	<p><評定と根拠> 評定b 第2の6の（1）のイ参照 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>つ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>【重要度：高】(第3の1の(1)のアの(ア)、(ウ)及びイの(ア))</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。)において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(2) 緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第4期中期目標期間</p>	<p>(2) 緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>(2) 緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>◇(2) 緊急対策</p> <p>分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>配合飼料価格の高騰や和子牛の取引価格の低落、物価高騰に伴い和牛肉の需要が軟調に推移している中、和牛肉を持続的に生産していくため需要を喚起し、需給状況を改善するため和牛肉の新規需要開拓の取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定又は改正した。</p> <p>また、令和6年能登半島地震において被災し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>事業実施要綱の制定にあたっては、国における事業内容の検討段階から、国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で事業実施要綱を制定することができ、達成度合は100%(11事業/11事業)であった。</p> <p>令和5年度補正予算で措置された、和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため食肉事業者が行う和牛肉の</p>	

<p>実績：18 業務日)</p> <p>【困難度：高】(第3の1の(2))</p> <p>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>	<p>た畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に事業実施要綱を改正した。</p> <p>さらに、2月中旬に石川県において災害対策説明会を開催し、関係機関に対策の説明を行った。</p>	<p>新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国と緊密に連絡・調整を行うことで、要請文を受領した翌日に事業実施要綱を制定し、翌週には事業説明会を開催するなど、迅速な事業着手に向けた確に手続を進めた。</p> <p>また、令和6年能登半島地震における緊急対策事業については、被災地の現状・要望等を踏まえ、長期に渡る断水等に対応して飼養管理に要する飲料水等の確保や飼養家畜の緊急避難等の取組における支援内容を拡充するなどして、国からの要請文受理後、18 業務日以内に事業実施要綱を改正した上で、2月中旬には被災地(石川県)で事業説明会を開催し、詳細な説明・質疑対応を行うとともに、事業実施に伴う細かな問合せや相談に関係機関と連携して丁寧に取り組み、一部畜種においては年度内に概算払を行った。</p> <p>以上のとおり、達成度合100%であった上に、能登半島地震の被災畜産農家に対する迅速かつ細やかな各種対応によりの確に実施したことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応></p>	
--	--	--	--	--	--	--

						特になし	
--	--	--	--	--	--	------	--

4. その他参考情報							
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 40%程度となっているが、肉豚経営安定交付金の交付が無かったこと、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉用子牛生産者補給金の交付が当初見込みより少なかったこと等が要因である。</p>							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 (3) 緊急対策		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	160件	133件						予算額（千円）	97,188,733			
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日以 内の交付	160件	133件						決算額（千円）	77,610,791			
達成度合	—	100%	100%						経常費用（千円）	76,374,508			
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回						経常利益（千円）	△843,354			
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回						当期総利益（千円）	1,211			
達成度合	—	100%	100%						行政コスト（千円）	76,374,508			
加工原料乳 生産者積立 金に係る補 助金を交付 した件数	—	8件	9件						行政サービス実施コ スト（千円）	—			
目標業務日 以内に交付 した件数	14業務日以 内の交付	8件	9件						従事人員数	22.70			
達成度合	—	100%	100%										

緊急対策として 制定した事業数	—	3事業	7事業											
目標業務日 以内に要綱 を制定した 事業数	18業務日以 内の要綱制 定	3事業	7事業											
達成度合	—	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	○2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 ◇（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付について、交付対象	<評価と根拠> 評価 a 支払請求のあった全て	

<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：18業務日）</p>	<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>事業者等からの交付申請に係る支払請求件数133件に対し、18業務日以内に交付を行った件数は133件であった。</p> <p>また、補給金の対象となる認定数量の算定に当たっては、乳業工場からの毎月の生乳取引数量等の報告が欠かせないが、当該報告を行う乳業工場や当該報告の徴取を行う都道府県の担当者が災害等により事業所に出勤できず専用端末に生乳取引数量等の入力操作が行えない場合、機構における認定数量の算定や補給金交付等に遅延・支障が生じることから、乳業工場や都道府県の担当者が事業所に出勤せずとも生乳取引数量等の入力・確認がWeb上で可能となるよう、各種作業をWeb化した新たな生乳取引数量等確認事務支援システム（新MPS）を令和4年から令和5年にかけて開発し、5年9月以降、関係者に対する操作方法の説明やシステム上の不具合の解消などを行い、12月から本格稼働させた。</p>	<p>について、交付申請を受理した日から18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（133件/133件）であった。</p> <p>さらに、従来、毎月上旬及び下旬に乳業工場から都道府県へ行う生乳取引数量等の報告（さらには都道府県から機構への報告）はFAX又はメールを用いていたが、令和5年12月から本格稼働した新MPSによりWeb上のシステム画面でデータの入力・送信が可能となったこと、機構が集計した後、都道府県が生乳取引数量等の不整合の確認を、従来のFAX連絡から新MPS上の画面で閲覧できるようになったことなど、利用者の利便性が向上するとともに、機構における集計・確認作業もより円滑に行うことができるようになった。また、本格稼働して1か月後に発生した能登半島地震においても、石川県から本システムを通じて遅延なく報告がなされ、1月以降の補給金の対象となる認定数量の算定について、どの交付対象事業者についても問題なく円滑に実施できた。新MPSの構築・稼働により、加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務を確実に円滑に行える</p>
---	--	--	--	---	--

					<p>体制が強化され適正な実施につながったことから、目標達成のための優れた取組内容と判断し、a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：9業務日)</p>	<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>分子を9業務日以内に公表した回数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで公表した。</p> <p>事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者(注)に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p> <p>(注) 生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100% (12回/12回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ 畜産業振興事業</p> <p>(ア) 酪農対策</p> <p>酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。</p> <p>補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算</p>	<p>イ 畜産業振興事業</p> <p>(ア) 酪農対策</p> <p>酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。</p> <p>補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算</p>	<p>イ 畜産業振興事業</p> <p>(ア) 酪農対策</p> <p>加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。</p> <p>補填金の交付に要する補助金については、事業</p>	<p>イ 畜産業振興事業</p> <p>◇(ア) 酪農対策</p> <p>加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金の交付</p> <p>分子を加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金を交付し</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数9件に対し、いずれも14業務日以内に交付した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b 支払請求のあった9件について、いずれも14業務日以内に交付することができた。</p> <p>達成度合は100% (9件/9件)であった。</p>	

<p>払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)</p>	<p>払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。</p>	<p>業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。</p>	<p>た件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>		<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第 4 期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>【重要度：高】(第 3 の 2 の (1) のアの (ア) 及びイの (ア)) アの (ア) 及びイの</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>◇ (イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあつた全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した (18 回)。(第 2 の 6 の (1) のイ参照)</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 第 2 の 6 の (1) のイ参照 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(ア)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの(ア)については、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 指定乳製品等の輸入入札 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのために入札に付する。</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 指定乳製品等の輸入入札 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和5年度の指定乳製品等の全量を輸入のために入札に付する。</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇ (ア) 指定乳製品等の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、令和5年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。 i) 国から通知を受けた数量137,202トン ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルの数量(不落札分を除く。)全乳換算数量</p>	<p><評定と根拠> 評定b 国から通知を受けた数量について、全量を輸入入札に付すことができた。達成度合は100%(137,202トン/137,202トン)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(第4期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p>	<p>製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(イ) 指定乳製品等の売渡し等 ◇①指定乳製品等の売渡し 分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (売渡し計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	<p>137,202 トン</p> <p><主要な業務実績> 四半期毎に農林水産省畜産局長あてに届け出ている売渡し計画に基づき、バター、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡し計画の合計数量 20,343 トン ii) 売渡入札に付した数量 20,343 トン</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 指定乳製品等に係る売渡し計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は100% (20,343 トン/20,343 トン) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製</p>	<p>◇②需要者との意見交換による要望・意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催(4回)し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

	等に対する需要者の要望・意向を把握する。	品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。		
<p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるとして指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 (第 4 期中期目標期間実績：14 業務日)</p>	<p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるとして指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるとして指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>◇ (ウ) 指定乳製品等の価格高騰等の場合における売渡し 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。</p>	<p><評定と根拠> — <課題と対応> —</p>	
<p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入</p>	<p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入</p>	<p>(エ) 輸入バターの流通計画の公表 上記 (イ) 又は (ウ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入</p>	<p>◇ (エ) 輸入バターの流通計画の公表 分母を 4 回とし、分子を四半期終了月の翌月の 20 日までに公表した回数とする。</p>	<p><主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りま</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表すること</p>	

<p>バター、落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までにホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)</p>	<p>バター、落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>バター、落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>とめ、四半期終了月の翌月の20日までにホームページで公表した。</p>	<p>ができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表</p> <p>指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：翌月の19日)</p>	<p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表</p> <p>指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表</p> <p>指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月19日までに公表することができた。達成度合は100%（12回/12回）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催</p> <p>脱脂粉乳、バター</p>	<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催</p> <p>脱脂粉乳、バター</p>	<p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催</p> <p>脱脂粉乳、バター</p>	<p>◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催</p> <p>s：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>「乳製品需給等情報交</p>	

<p>給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第4期中期目標期間実績：3回(令和4年度実績))</p>	<p>給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p>	<p>給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>て、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と5月、7月、9月(2回)及び1月に共催(計5回)した。</p>	<p>換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日) 【困難度：高】(第3の2の(3)) 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、</p>	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 飼料価格の高騰、需給緩和等により収益性が悪化している酪農経営や、生乳及び乳製品(脱脂粉乳等)の需給ギャップ解消に取り組む民間事業者等を支援する緊急対策事業について、国からの要請文を受理後、いずれも目標業務日(18業務日)以内の早期に事業実施要綱を制定又は改正した。 また、令和6年能登半島地震において被災酪農経営の経営再開に向けて、政府の方針と協調し、被災畜舎・機械の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、乳房炎防止対策等を支援する緊急対策事業について、国からの要請文受理後、いずれも目標業務日以内の早期に事業実施要綱を改正した。 さらに、2月中旬に石川県において災害対策説明会を開催し、関係機関</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 事業実施要綱の制定にあたっては、国における事業内容の検討段階から、国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受領後、短期間で7事業全ての事業実施要綱を制定又は改正することができ、達成度合は100%(7事業/7事業)であった。 また、特に、令和6年能登半島地震における緊急対策事業については、被災地の現状・要望等を踏まえ、長期に渡る断水等に対応して飼養管理に要する飲料水等の確保や飼養家畜の緊急避難等の取組における支援内容を拡充するなどして、国からの要請文受領後3業務日の短期間で2月上旬に事業実施要綱を改正したほか、2月中旬には被災地(石川県)での事業説明会を開催し、詳細な説</p>	

<p>地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>				<p>に対策の説明を行った。</p>	<p>明・質疑対応を行うとともに、事業実施に伴う細かな問合せや相談に関係機関と連携して丁寧に取り組んだこと、実質2月に入ってからの実施となったものの、被災した中で生乳出荷再開に向けて取り組む酪農経営に対して、年度内に一部取組の補助金交付（乳房炎予防管理対策金）を開始できたことは、優れた取組内容と評価。</p> <p>以上のとおり、達成度合 100%であった上に、短期間での事業実施要綱制定と、能登半島地震の被災酪農経営に対する迅速かつ細やかな各種対応によりの確に実施したことから、a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	--	--	--	--------------------	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 80%程度となっているが、畜産業振興事業費において、年度内に間接補助事業実施主体までの支払いが間に合わない分（翌年度への繰越）が生じたほか、一部の事業で、年度途中で同内容の事業が令和5年度補正予算で措置され、事業期間が短くなったこと等が要因である。</p>

<p>生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>その際、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。</p> <p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>（第 4 期中期目標期間実績：11 業務日）</p> <p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 1,221 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（1,221 件/1,221 件）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	---	---	--	--

<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：16 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 20 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 179 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に全て交付した。 しかし、令和 5 年 9 月に、交付金額の算定等の際の指標となる平均取引価額について、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、平成 22 年 4 月以降、消費税相当額を含む価額で公表していたことが判明した。この誤りにより過去に当事業等を利用した者に対して、過少又は過大交付となっていることが判明した。 これに対して、令和 5 年度中に、正しい平均取引価額の公表ができるよう業務システムの改修を行った。 また、過去に当事業等を利用した者に対して過少交付等については、追加交付等を実施するため、農林水産省を含めた関係機関との調整や規程等の整備を行っているところ。</p>	<p><評定と根拠> 評定 c 交付申請のあった全てについて、20 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100% (179 件/179 件) であった。 一方、期限内での交付がなされてはいるものの、その前提となる指標価格が適正に公表されていなかったこと及び多数の者に本来の交付金額ではない額を交付していたことを鑑み、評定を c とした。</p> <p><課題と対応> 令和 5 年度中に、正しい平均取引価額の公表ができるよう業務システムの改修を行った。 また、過去に当事業等を利用した者に対して過少交付等については、追加交付等を実施するため、農林水産省を含めた関係機関との調整や規程等の整備を行っているところ。</p>	
<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 特定野菜等の価格の</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準</p>	<p>◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 分母を都道府県の野</p>	<p><主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった 776 件に対し、都道府県</p>	<p><評定と根拠> 評定 c 交付申請のあった全てについて、11 業務日以</p>	

<p>著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。</p> <p>助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。</p> <p>しかし、本事業についても、第 1 の 3 の (1) のイの契約指定野菜安定供給事業と共通する平均取引価額の誤りが発生したことから、契約指定野菜安定供給事業と同様に対応しているところ。</p>	<p>内に交付することができた。達成度合は 100% (776 件/776 件) であった。</p> <p>一方、期限内での交付がなされてはいるものの、うち契約特定野菜等安定供給促進事業においては、第 1 の 3 の (1) のイの契約指定野菜安定供給事業と同様の事象が生じていることを鑑み、評定を c とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>第 1 の 3 の (1) のイと同様に対応しているところ。</p>	
<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：毎月)</p>	<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表分母を 12 月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (12 月/12 月) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知した。 同時利用可能期間の延長について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、登録出荷団体等に対し周知するとともに、今後の同時利用等に関する登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会(17件)等に適切に対応した。 さらに、当該同時利用の特例については、令和3年1月の同時利用開始以降、毎年、同時利用が可能となる期間が延長されてきたことから、同時利用の継続を希望する者全員が翌年も同時利用を継続することが可能な状態が続いてきたが、令和5年11月24日に農林水産省が、新たな特例対象者は令和6年に収入保険へ新規加入した者までとし、令和3年に収入保険に加入した者は令和5年までで同時利用可能期間</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会における同時利用の特例に係る内容説明等の実施、問合せ対応など、事業内容の周知・徹底を図った。 一方で、令和5年11月24日に農林水産省から当該特例を終了させていく方針が示され、これまで同時利用を続けてきた者の中には令和5年12月末日までにいずれかの制度の選択を迫られる者が生じることとなった。このため、速やかに情報収集を行い、その内容の関係者への周知に努めたほか、交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限について、申込受付後の機構における事務処理を迅速に行うことを前提として、昨年より長く延長したことなどにより、大きな混乱を招くことなく対応することができたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>が終了する等の方針を公表した。このため、令和3年1月1日に収入保険に加入して同時利用を継続してきた者は、令和5年12月末日までにいずれかの制度を選択する必要に迫られることになった。</p> <p>この状況を踏まえ、野菜価格安定対策事業における交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限を昨年より長く延長することとし、当該期限延長のため業務方法書実施細則の一部改正を行った。</p> <p>また、12月6日に開催された農林水産省主催の説明会（web会議）に出席するなど情報収集を行うとともに、その内容を関係者に周知した。</p>		
<p>オ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇カ 野菜農業振興事業 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p>	<p><主要な業務実績> 契約野菜収入確保モデル事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web会議）において事業内容の説明を行った。 また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、情報誌、農業紙などへの広告掲載、新たに洗い出した生産者・中間事業者に対する事業の情報提供（公募チ</p>	<p><評定と根拠> 評定b 契約野菜収入確保モデル事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web会議）で事業内容の説明を行うことができた。達成度合は100%（2事業/2事業）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>【重要度：高】(第3の3の(1)のア～ウ) 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>ラシの郵送、電話などでの案内など)に加え、過年度の応募者が多い都道府県を中心に、都道府県や関連団体に対する事業説明を実施するなど、幅広く事業内容の周知を行った。</p>		
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業の機動的・弾力的な実施 分母を野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)等において、事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。 また、「やさいレポート」については、これまで公表していた8品目に加えて、加工・業務用需要が高く、輸入量の多いねぎを加え情報発信強化を図った。 さらに、「野菜ブック」については、内容を更新し機構ホームページで公開することにより情報発信を図るとともに、新たに製本版の有償販売を令和6年1月25日から開始した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%(1事業/1事業)であった。 「やさいレポート」の公表品目を9品目に増やし、サービス向上を図ることができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由)
本セグメントにおいて、決算額が予算額の62%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

3) 令和5年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入 365 億円に対し交付金等支出が 480 億円となり 115 億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策 砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務 甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間</p>	<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務 (1) 経営安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s: 達成度合は100%であり、かつ、その達成</p>	<p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった200件全てについて、8業務日以内に交付した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 概算払請求のあった全てについて8業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(200件/200件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>実績：7業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：18業務日)</p>	<p>(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった181件全てについて、18業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (181件/181件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>						
<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を</p>	<p>◇(ウ) 制度周知等の取組状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ホームページにおい</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定a</p>	

<p>図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>て、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性を生産地等において情報発信を行った。主なものとして、さとうきびの生産に関する様々な課題を鹿児島・沖縄両県の関係者が一丸となって解決していくことを目的とした「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」については、コロナ禍を経て4年ぶりに鹿児島県で開催した。その準備作業では、機構の鹿児島事務所・那覇事務所が中心となり、関係者への連絡・調整等を行った結果、主に両県から生産者、生産者団体、製糖企業、行政、研究機関、農機具メーカーなど総勢167人が出席した。</p>	<p>ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、優良なさとうきび生産者等を対象とした沖縄県さとうきび競作会及び鹿児島県さとうきび生産改善共励会等において、価格調整制度の必要性等の情報発信を行うことができた。 また、「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」は、交流機会の少ない両県の関係者が一堂に会してさとうきび生産に関する課題を検討する場であり、これを4年ぶりに再開したことは、価格調整制度の周知・浸透を図る上で、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。</p>	
			<p>◇(エ)業務内容等の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組</p>	<p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>イ でん粉関係業務 でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p>	<p>イ でん粉関係業務</p>	<p>イ でん粉関係業務</p>	<p>内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：7業務日)</p>	<p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった75件全てについて、8業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 概算払請求のあった全てについて、8業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (75件/75件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p>	<p>◇ (イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交</p>	<p><評定と根拠> 評定b</p>	

<p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：18 業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p>分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 65 件全てについて、18 業務日以内に交付した。</p>	<p>交付申請のあった全てについて 18 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100% (65 件/65 件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>◇ (ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%で</p>	<p><主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p>	<p>あった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p>			
<p>制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>ア 砂糖関係業務</p> <p>◇(ア) 制度周知等の取組状況</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第18回食育推進全国大会」や「第62回農林水産祭実りのフェスティバル」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を行った。</p> <p>また、機構職員が自ら講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会とのタイアップによる実験を追加するなど、砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、一般消費者が参加する交流イベントに積極的に出展し、機構が作成した啓発資料を配布するなど、砂糖の価格調整制度や砂糖の正しい知識の普及を図ることができた。</p> <p>また、出前講座については、初めて高校生を対象に講義を実施したほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、実験形式を追加するなど、より訴求性の高い方法に工夫したところ、将来、管理栄養士となるために必要な専門性の高い講義であったという高い評価を得ることができた。</p> <p>これらのように当初</p>	

					<p>の目標を上回る成果があったと認められることから a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 a 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回 / 12 回) であった。 令和 6 年 4 月から 13 年ぶりに異性化糖売買が再開する方針が農林水産省から示されたため、現行のシステムの動作確認を実施するとともに、業界からの要望である実務担当者説明会やシステム操作のトライアルを迅速かつ丁寧に実施した。国際相場等の影響で売買の再開が令和 6 年 1 月に前倒しになったものの、これらの取り組みにより、異性化糖調整金徴収業務を円滑に遂行できたことは、目標を上回る成果があったと評価できることから a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻し	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差	<p>◇ (イ) 売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける毎月の売買実績について、翌月の 15 日までに公表した。 また、令和 6 年 1 月からの異性化糖からの調整金徴収再開に向け、実務担当者説明会やシステム操作のトライアルを実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b ホームページにおい</p>	

<p>の申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p> <p>(第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)</p>	<p>の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>て、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。</p>	<p>事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回 / 12 回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 87%程度となっているが、さとうきび生産量の減少及びでん粉原料用かんしょ生産量の減少により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったことから当年度の借入金が見込より下回ったこと等が要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	5 情報収集提供業務 (1) 情報収集の的確な実施 (2) 需給等関連情報の迅速な提供 (3) 情報提供の効果測定等		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標 期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
需給等関連 情報を提供 した件数	—	1,214 件	1,120 件						予算額（千円）	715,712			
目標の期日 までに提供 した件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1,214 件	1,120 件						決算額（千円）	588,242			
達成度合	—	100%	100%						経常費用（千円）	521,838			
情報利用者 の満足度 に係る指標（5 段階評価、目 標）	4.0 以上	(4.0)	4.0						経常利益（千円）	32,107			
アンケート 調査結果の 平均値（実 績）	—	(4.2)	4.2						当期総利益（千円）	32,107			
達成度合	—	—	100%						行政コスト（千円）	521,838			
									行政サービス実施 コスト（千円）	—			
									従事人員数	25.32			

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

<p>5 情報収集提供業務 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。</p>	<p>5 情報収集提供業務</p>	<p>5 情報収集提供業務</p>	<p>○5 情報収集提供業務</p>			
<p>(1) 情報収集の的確な実施 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>(1) 情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検</p>	<p>(1) 情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和</p>	<p>(1) 情報収集の的確な実施 ◇ア 情報検討委員会の意見等を踏まえた調査テーマの重点化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 また、同委員会での議論を、令和6年度の計画にこれまで以上に反映できる環境を整えるために、従来第4四半期に実施していた委員会を第3四半期に実施（畜産 11/7、野菜 10/31、特産</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 情報検討委員会において検討され策定した重点テーマに沿って情報提供等を的確に実施した。 また、同委員会の早期開催により、情報利用者等のニーズを早期に把握することができ、重点テーマの策定を前倒しすることができた。このことにより、令和6年度の掲載計画について、より着実に検討できる体制が整えられた結果、重点テ</p>	

<p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>(参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)</p>	<p>討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>5年度の実施状況及び令和6年度の計画について検討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>◇イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>11/10) した。</p> <p><主要な業務実績> 米国及び台湾、豪州における関係機関（米国食肉輸出連合会、財団法人（台湾）中央畜産会、豪州食肉家畜生産者事業団）との定期会合により情報収集を着実にを行うとともに、コロナにより中断していた関係機関との人材交流（英国農業園芸開発委員会からの研修生の受け入れ）を再開した。利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集について、新たに一般財団法人日中経済協会の北京事務所に人材を派遣し、同国における情報収集体制を整備した。また、従来から関係のあった内蒙古財形大学等の学術機関も加え、中国肉類協会との関係構築を図るための調整を現地（北京）で行った。</p>	<p>マを令和6年度掲載計画の早期から反映することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> <p><評定と根拠> 評定 a 従来から関係のあった機関と引き続き連携を維持することができた。また、新たな関係機関である一般財団法人日中経済協会へ人材を派遣し、情報収集体制を整備したことで、重要性の増す中国の需給動向の情報把握がさらに強化することができた。加えて、中国については、現地の業界団体（中国肉類協会）とも関係構築に向けた調整に着手することができた。</p> <p>これらの取り組みにより、中国をはじめとして海外における情報収集体制がさらに強化されたことは、目標を上回る成果と評価できることから a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) 需給等関連情報の提供</p> <p>需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>◇ア 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提</p>	<p><主要な業務実績> 情報件数 1,120 件（うち需給関連統計情報 596 件、需給動向情報 524</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画</p>	
<p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>(参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)</p>	<p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p>	<p>◇イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>11/10) した。</p> <p><主要な業務実績> 米国及び台湾、豪州における関係機関（米国食肉輸出連合会、財団法人（台湾）中央畜産会、豪州食肉家畜生産者事業団）との定期会合により情報収集を着実にを行うとともに、コロナにより中断していた関係機関との人材交流（英国農業園芸開発委員会からの研修生の受け入れ）を再開した。利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集について、新たに一般財団法人日中経済協会の北京事務所に人材を派遣し、同国における情報収集体制を整備した。また、従来から関係のあった内蒙古財形大学等の学術機関も加え、中国肉類協会との関係構築を図るための調整を現地（北京）で行った。</p>	<p>マを令和6年度掲載計画の早期から反映することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> <p><評定と根拠> 評定 a 従来から関係のあった機関と引き続き連携を維持することができた。また、新たな関係機関である一般財団法人日中経済協会へ人材を派遣し、情報収集体制を整備したことで、重要性の増す中国の需給動向の情報把握がさらに強化することができた。加えて、中国については、現地の業界団体（中国肉類協会）とも関係構築に向けた調整に着手することができた。</p> <p>これらの取り組みにより、中国をはじめとして海外における情報収集体制がさらに強化されたことは、目標を上回る成果と評価できることから a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月)</p>	<p>集の翌月までに公表する。</p>	<p>集の翌月までに公表する。</p>	<p>供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>件)の全てを期間内に公表した。</p>	<p>で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は100%(1,120件/1,120件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇イ 情報提供の迅速な対応</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等から187件(うち国から24件、国以外から163件)の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うことと</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化し</p>	<p>◇ア アンケート調査の実施</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂</p>	<p><評定と根拠> 評定b アンケート調査を適切に実施することができた。</p>	

<p>し、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第4期中期目標期間実績:4.1)</p>	<p>各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>た5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>糖類・でん粉情報」について、全ての送付先を対象にアンケート調査を実施し、送付先のうち4割を超えるアンケートを回収した。 (アンケート発送件数2,627件、回答1,141件、回収率43.4%)</p> <p><主要な業務実績> アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.2であり、目標の4.0を上回った。 ・「畜産の情報」の評価結果:4.2 ・「野菜情報」の評価結果:4.2 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果:4.1</p> <p>また、満足度の向上のため以下の取組を行った。 ・コロナにより制限されていた職員の海外調査を一昨年から徐々に再開し、令和5年度はその報告を前年度の5本から11本に増加 ・収益性向上や低コスト生産の経営の取り組みや輸入品の価格上昇による国産回帰への対応に係る記事を掲載 ・幅広い読者層に対応できるよう注釈の導入等によるわかりやすい説明やカラーユニバーサルデザインの徹底など</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 a 情報利用者の満足度はアンケート調査の結果、5段階評価で平均値4.2となり、達成度合は100%であった。 また、アンケート調査では、中国関連の記事を始めとする海外調査報告や加工・業務用野菜生産拡大の取組などの収益性の向上・国産回帰関連の記事が評価されるとともに、図表の見やすさ、わかりやすさなどに対する評価が見受けられた。これらは、職員の海外調査を増加させたこと(中国調査については職員報告を2本掲載)、経営体の収益性向上や輸入品の価格上昇による国産回帰等タイムリーな記事を掲載したこと、幅広い読者層に対応できるよう文章の説明や図表の見やすさに配慮したことなど、的確な情報収集とテーマの選定及び編集の工夫の取組の結果と評価する。</p>	
---	---	----------------------------	---	--	---	--

				<p>による図表の見やすさへの配慮</p>	<p>以上のとおり、情報利用者の満足度の達成度は100%であり、かつ、その達成のために行った海外調査報告や経営安定に資する記事の掲載及び編集の工夫の取組は優れたものと認められることからa評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>◇ウ 情報提供内容等の改善等</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査結果等を令和5年度特集号テーマへ反映した。</p> <p>また、冊子以外の読者を獲得するため、メルマガ登録の二次元コードを情報誌に追加した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の82%程度となっているが、ポストコロナ後の海外の物価高・円安等を踏まえて調査対象国、調査回数を見直したことが要因である。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-1~2-8	2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 (1) 業務全体の進捗状況等の点検・評価 (2) 第三者機関による業務の点検・評価 (3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施 (3) 補助事業の審査・評価 2-7 デジタル化の推進による業務の効率化 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附带事務費 (特殊要因により増減する経費を除く。)) の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(令和4年度業務経費(附带事務費))	令和4年度比で1.0%の抑制					
業務経費(当年度予算額)	—	3,444百万円	3,410百万円					
対前年度平均縮減率	—	—	1.0%					
達成度合	—	—	100%					
一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(令和4年度一般管理費)	令和4年度比で3.0%の抑制					
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	224百万円	217百万円					
対前年度平均縮減率	—	—	3.0%					
達成度合	—	—	100%					
締結した契約件数 (真にやむを得ない)	競争性のある契約の実施	198件	201件					

随意契約及び少額随意契約を除く。)								
競争性のある契約とした件数	—	198 件	201 件					
達成度合	—	100%	100%					
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	41 件	35 件					
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	41 件	35 件					
達成度合	—	100%	100%					
事業数	—	15 事業	12 事業					
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	15 事業	12 事業					
達成度合	—	100%	100%					
公表回数		8 回	7 回					
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	7 回					
達成度合		100%	100%					
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	16 事業	14 事業					
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	16 事業	14 事業					
達成度合	—	100%	100%					
事業採択を行った件数		58 件	41 件					
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	58 件	41 件					
達成度合	—	100%	100%					
利用状況調査対象件数		4 件	4 件					
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	4 件	4 件					
達成度合	—	100%	100%					
事後評価で効用が費用以下となった件数		1 件	0 件					
現地調査等を通じ改	全て改善を指導	1 件	—					

善を指導した件数								
達成度合	—	100%	—					
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1,237件	981件					
目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1,237件	981件					
達成度合	—	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、3,410百万円となり、対前年度比の毎年度平均は1.0%の抑制となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 令和5年度における業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、対前年度比の毎年度平均で1.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。</p>		
1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	1 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	○1 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1) 業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))を毎年度平均で少なくとも対前年度比1%削減する。 s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a:達成度合は、120%以上であった b:達成度合は、100%以上120%未満であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった				
(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人	◇(2) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料	<p><主要な業務実績> 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対</p>	<p><評価と根拠> 評価b 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料</p>		

<p>件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を毎年度平均で少なくとも対前年度比3%削減する。 s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a:達成度合は、120%以上であった b:達成度合は、100%以上120%未満であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、217百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。</p>	<p>等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、対前年度比の毎年度平均で3.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。</p>	
<p>2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○2 役職員の給与水準 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和4年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.9となったが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当(管理職手当)が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和5年6月30日に公表した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 令和4年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。</p>	
<p>3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の</p>	<p>3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の</p>	<p>3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の</p>	<p>○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組 ◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組</p>	<p><主要な業務実績> 「令和5年度独立行</p>	<p><評価と根拠> 評価b</p>	

推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとするともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

分母を機構が締結した契約件数(競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く。)とし、分子を競争性のある調達手続を実施した契約件数とする。
 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
 a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
 b : 達成度合は 100%であった
 c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった
 d : 達成度合は、80%未満であった

◇(2)競争性、透明性の確保
 分母を企画競争・公募を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。
 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
 a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
 b : 達成度合は 100%で

政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約(少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約(31件)について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約(201件)全てについて競争性のある契約とした。
 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。

<主要な業務実績>
 競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約(35件)全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行った。

随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100% (201 件/201 件)であった。

また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。

<課題と対応>
 特になし

<評定と根拠>
 評定 b
 企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した 35 件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行うことができ、達成度合は 100% (35 件/35 件)であった。

<課題と対応>
 特になし

<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 (参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>あった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和4年度の契約の状況を報告し点検を受けた。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				
<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。</p>	<p>○4 業務執行の改善</p> <p>◇(1) 業務全体の進捗状況等の点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 年度計画を具体化するための工程表(具体化推進シート)を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、</p>	<p><評定と根拠> 評定b 工程表に基づき四半期毎に点検・分析を行うことができた。これにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進捗状況</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				

			<p>b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。 また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。</p>	<p>及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(2) 令和4年度及び前中期目標の期間における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>	<p>◇(2) 第三者機関による業務の点検・評価 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和5年6月16日に「令和4年度業務実績について」、「第4期中期目標期間における業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第21回機構評価委員会を開催し、令和4年度及び前中期目標の期間における業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>		
	<p>(3) 第三者機関による令和4年度及び前中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p>	<p>◇(3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> —</p>		

<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和5年度においては実績なし</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> -</p>	
<p>6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>○ 6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 ◇ア 公募の実施 分母を事業数(事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。)とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成</p>	<p><主要な業務実績> 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算に係る畜産振興事業並びに令和5年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。 (内訳) ・畜産分野：年1回、10事業</p>	<p><評定と根拠> 評定b 畜産振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は100% (12事業/12事業)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>◇イ 事業の採択の概要等の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 事業説明会等の開催 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%で</p>	<p>・野菜分野：年3回、2事業（契約野菜収入確保モデル事業、大規模契約栽培産地育成強化事業）</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和5年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。</p> <p>（内訳） ・畜産分野：年4回 ・野菜分野：年3回</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 ①畜産業振興事業において、新規・拡充事業に係る事業実施主体に対する事業説明会等（肉畜23回、酪農18</p>	<p><評価と根拠> 評価b 提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表することができた。達成度合は100%（7回/7回）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 新規・拡充事業に係る事業説明会、現地確認調査等について、Web会議を利用するなどして事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は</p>	
---	--	---	---	---	---	--

			<p>あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>回、全41回)及び現地確認調査(酪農2回)について、Web方式も活用しつつ実施した。</p> <p>②野菜農業振興事業において、拡充事業(1事業)について、事業実施主体に対する事業説明会等(15回)をWeb方式も活用しつつ実施した。</p>	<p>100% (14事業/14事業)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>◇ア 事業の進行管理</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、畜産業振興事業</p>	<p>ア 費用対効果分析、コ</p>	<p>ア 費用対効果分析、コ</p>	<p>◇イ 費用対効果分析</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評価と根拠></p>	

<p>等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)</p>	<p>スト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>スト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>等の実施</p> <p>分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしている41件を採択した。採択状況は以下のとおり。</p> <p>(費用対効果・採択件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉流通改善合理化支援事業1件 (コスト分析・採択件数) ・酪農経営支援総合対策事業16件 ・肉用牛経営安定対策補完事業10件 ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業1件 ・酪農緊急パワーアップ事業13件 	<p>評価b</p> <p>評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は100%(41件/41件)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
	<p>イ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>◇ウ 現地調査の実施</p> <p>分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価一</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	

	<p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>◇エ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 目標年を3年として、いる施設1件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、投資効率が1以下となったものはなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> -</p>	
	<p>ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。</p>	<p>ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。</p>	<p>◇オ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組</p>	<p><主要な業務実績> 進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数981件のうち981件が10業務日以内であった。 (内訳) ・畜産分野 830件/830件 ・野菜分野</p>	<p><評定と根拠> 評定b 進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は100% (981件/981件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。</p>	<p>内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇カ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇コ 基金の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>104件/104件 ・特産分野 47件/47件</p> <p><主要な業務実績> 令和4年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和5年7月7日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p><主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき5基金の見直しを行った。 使用見込みの低い畜産経営維持緊急支援資金通事業の基金の一部を返還させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
(3) 補助事業の審査・	(3) 補助事業の審査・	(3) 補助事業の審査・	(3) 補助事業の審査・			

<p>評価 機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>評価 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>評価 令和4年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>評価 ◇ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ◇イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ◇ウ 必要に応じた業務の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で</p>	<p><主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和4年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。 <主要な業務実績> 令和5年7月7日に外部専門家・有識者からなる第29回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。 <主要な業務実績> 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 補助事業の的確な進行管理とともに、令和4年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし <評定と根拠> 評定b 補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし <評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>												

<p>7 デジタル化の推進による業務の効率化</p> <p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p>	<p>7 デジタル化の推進による業務の効率化</p> <p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p>	<p>7 デジタル化の推進による業務の効率化</p> <p>(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p>	<p>あり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 7 デジタル化の推進による業務の効率化</p> <p>◇ (1) デジタル化の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和5年度から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化として肉豚交付金交付業務システムの申請受付を開始したことに加え、申請書類の簡素化を実施しシステムに実装した。</p> <p>また、生乳取引数量等確認事務支援システム(MPS)について、オンライン化し、システム利用者の範囲を乳業工場担当者まで拡充することで都道府県への報告を電子化するなど利用者の利便性を高めたうえ、オンライン化が完了している砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについては、更にクラウドによるバックアップ環境を構築し、運用を開始した。</p> <p>さらに、タブレット端末を利用した完全ペーパーレス会議を令和5年度から実施した。機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 s</p> <p>令和5年度から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化として肉豚交付金交付業務システムの申請受付を開始したことに加え、申請書類の簡素化を実施しシステムに実装した。</p> <p>また、生乳取引数量等確認事務支援システム(MPS)をオンライン化し、システム利用者の範囲を乳業工場担当者まで拡充することで、都道府県への報告を電子化することができ、砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについては、クラウドによるバックアップ環境の運用を開始したことにより、長期の業務停止を防ぐことができるようになった。</p> <p>さらに、令和5年度から、外部有識者が参画する機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会をペーパーレス会議として運営・実施す</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> </table>								

<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」</p>	<p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理 ◇ (ア) PMOの設置等による体制整備 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p>等の外部有識者が参画する会議に加え、機構内部で実施する、幹部会、役員会、四半期ヒアリング、内部統制委員会、随意契約等審査委員会等も順次ペーパーレス化した。 これらに加え、グループウェア (Garoon) を用いた機構内部の申請手続を新たに4件追加したほか、理事長のリーダーシップの下、DXアイデアコンクールを8月に実施し、内部管理のデジタル化 (Microsoft365 の機能開放とその知識を習得するためのセミナーを実施するとともに、グループウェア (Garoon) のシングルサインオン) を年度内に実現した。</p> <p><主要な業務実績> 令和5年4月1日付でPMOを設置し、4月19日にPJMO (担当者) 説明会を開催し円滑</p>	<p>るとともに、機構内部で実施する様々な会議についても順次ペーパーレス化し業務効率化を実現することができた。 これらに加え、グループウェア (Garoon) を用いた機構内部の申請手続を新たに4件追加し、電子化を継続的に取り組み、業務の合理化・効率化が図られた。 令和5年8月には、理事長のリーダーシップの下、DXアイデアコンクールを実施し、内部管理のデジタル化 (Microsoft365 の機能開放とその知識を習得するためのセミナーを実施するとともに、グループウェア (Garoon) のシングルサインオン) を実現することができた。 これらにより、デジタル化の推進による機構内外に係る業務運営の大幅な効率化を進めることができたことから、s評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 a 機構における情報システムの統一かつ効率的な整備及び管理を</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 142 2537 1726"></td> <td data-bbox="2537 142 2864 1726"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1726 2537 1936"></td> <td data-bbox="2537 1726 2864 1936"></td> </tr> </table>				

<p>年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>	<p>年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>	<p>(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>	<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>にPMO業務を開始した。 具体的には、各業務システムの課題に対する対処方法を明らかにした課題管理表を機構内のグループウェア(SharePoint)で共有する等を行った。 また、各業務システムが抱える技術的な課題に対する支援及び助言を、合計69件実施した。</p>	<p>推進するためのPMOを令和5年4月1日に設置し、早期に運用を開始しPJMOの支援を実施することができた。 特に、法人文書管理システムの障害対応や子牛・マルキンシステムの統合に関する支援を行い、PMOの機能が十分に発揮されたところである。 また、各業務システムの課題に対する対処方法を明らかにした課題管理表を機構内のグループウェア(SharePoint)で共有し、全役職員が閲覧可能とし、DX推進を図ることができたことは、中期計画における所期の目標を上回る成果であることからa評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p>	<p>◇(イ) デジタル人材の育成・確保等による体制強化 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であ</p>	<p><主要な業務実績> ITに係る基礎知識を修得するITリテラシー向上研修(37名受講)、PMO人材として必要な知識を習得するデジタル庁の情報システム統一研修(延べ10名受講)、PJMO人材として情報システムの運用等に必要の各種知識を習得する情報システム知識習得研修(延べ79</p>	<p><評価と根拠> 評価b 機構全体のITリテラシーを維持・向上するための、デジタル人材育成研修を計画的に実施することができた。 また、PMO・ICT技術支援業務について、外部専門家を調達することができた。</p> <p><課題と対応></p>	

<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>3 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p> <p>○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>名受講)を実施した(詳細は第8の2の(3)のウに記載)。</p> <p>また、令和6年度から実施するPMO・ICT技術支援業務について計画どおり手続を実施し、デジタル人材の外部専門家を調達した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>砂糖勘定の短期借入については、令和5年3月に一般競争入札を実施し、変動利率(日本円TIBOR)プラス固定利率・スプレッド0.0438%(2者加重平均)で借入契約を締結した。</p> <p>借入に当たっては、日本円TIBOR部分の支払利息を低く抑えるため借入期間を全て1週間以内としたことにより、実際に借入れた利率は、短期プライムレート(1.475%)を大幅に下回る0.02193%となった。</p> <p>なお、平成6年度の借入に向けて、令和6年3月12日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について砂糖勘定0.0563%(3者加重平均)とする契約を締結した。</p>	<p>特になし</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
---	---	---	--	---	--	--

--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。
契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。
また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和5年度においては20件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(一者応札の解消に向けた取組)

①入札時期の前倒し、②公告期間の延長、③ICT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、④調達情報の「メルマガ」配信、⑤ホームページでの今後の入札予定の掲載等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したことにより、一者応札は47件（前年度51件）となった。

(法人の長に対する報告)

令和5年6月13日に開催された第15回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和5年度は指摘なし

(でん粉勘定の短期借入れに係るコストの抑制)

砂糖勘定の取組みと同様に、でん粉勘定の短期借入については、令和5年3月にスプレッド部分を0.0430%（2者加重平均）とする借入契約を締結し、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（1.475%）を大幅に下回る0.02569%（借入利率）となった。なお、平成6年度の借入に向けて、令和6年3月12日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について、でん粉勘定0.25%（2者加重平均）とする契約を締結した。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 財務運営の適正化 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 財務運営の適正化 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	◎第3 予算、収支計画及び資金計画 ○1 財務運営の適正化 ◇（1）収益化単位毎の予算管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成28年3月31日付け27農畜機第5928号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。	<評定と根拠> 評定b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>◇ (2) セグメント情報の開示 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和4年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 令和4年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>○ 2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意した効率的な運用 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 また、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。さらに、債券の市場動向等を注視し安全性に十分留意しつつ自己収入の増加を図るため、有価証券による運用について、新たに以下の取組を実施した。</p> <p>1 畜産勘定において、資本金で保有する比較的利回りが低い債券（額面20億円）を売却し、より利回りの高い債券を同額購入した（当該20億円の平均利回り</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金については、債券の市場動向等を注視し安全性に留意しつつ、新たに自己収入の増加を図るための取組を実施するなど、特に有価証券による効率的な運用を行うことができたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

					<p>0.401%→1.974%)。</p> <p>2 畜産勘定において、事業資金の一部のうち、支出までの期間に余裕のある3億円について、債券（平均利回り0.848%）を購入した。</p> <p>3 野菜勘定において、資本金のうち長期運用が可能と判断した1億円について、債券（平均利回り0.675%）を購入した。</p> <p>4 野菜勘定において、債券で運用してきた事業資金が満期償還となった際は、大口定期預金で短期運用を行っているが、これらのうち長期運用が可能と判断した5億円について、債券（平均利回り0.474%）を購入した。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金571億円及び畜産業振興資金2,065億円（関連法人等に対する出資金見合等72億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金459億円を令和5年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和5年5月～9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	6,323				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	409				
当期の運営費交付金交付額(a)	3,142				
うち年度末残高(b)	409				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13.0				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	147				
当期の運営費交付金交付額(a)	860				
うち年度末残高(b)	147				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	17.1				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,955				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	17				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	77				
当期の運営費交付金交付額(a)	771				
うち年度末残高(b)	77				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	10.0				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	96				
当期の運営費交付金交付額(a)	1,048				
うち年度末残高(b)	96				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	9.2				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	480				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	79				
当期の運営費交付金交付額(a)	397				
うち年度末残高(b)	79				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	19.9				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	-				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		9			
当期の運営費交付金交付額(a)		65			
うち年度末残高(b)		9			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		13.8			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場</p>	<p>◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査</p> <p>○1 運営費交付金に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。</p> <p><主要な業務実績> 期中における短期借入金残高(最高額640億円)は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の借</p>	<p><評定と根拠> 評定一 <課題と対応> —</p> <p><評定と根拠> 評定b 機構は、輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金</p>	

	<p>合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>入金残高 537 億円及び交付金支払不足額 399 億円のうち、297 億円を調整金収入等により償還し、残りの 639 億円について借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度的に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】 <元年度> 251 億円 <2年度> 287 億円 <3年度> 418 億円 <4年度> 537 億円 <5年度> 639 億円</p>	<p>を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。 砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度的に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。</p>	<p>3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。</p>	<p>○ 3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 令和 5 年 5 月から 6 月及び令和 6 年 2 月から 3 月にかけて、交付金の支払資金が一時不足したため借入金が発生し、期中における短期借入金残高の最高額は限度額の範囲内である 6 億円であった</p>	<p><評定と根拠> 評定 b でん粉勘定の短期借入金は、機構が制度的に運営した結果、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、</p>	

				<p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>が、3月末にはすべて償還した。</p>	<p>その借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	---	------------------------	--	--

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和5年度においては、調整金等収入 268 億円に対し、交付金等支出 384 億円で 116 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和5年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は 677 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。 平成23年に発生した	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。 平成23年に発生した	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ○2 平成23年度予備	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等53百万円を令和5年10月18日に国庫納付した。	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
				<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

	<p>東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、所有する職員宿舎を 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p>東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、所有する職員宿舎を現中期目標期間中において 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p>費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○3 所有する職員宿舎の廃止に向けた取組</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>平成 23 年度に牛肉・稲わらせしウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 3.4 百万円を令和 5 年 4 月 25 日、10 月 18 日及び令和 6 年 1 月 26 日に国庫納付した。</p> <p><主要な業務実績> 瀬ヶ崎宿舎について、財務省理財局と不要財産の国庫納付に係る協議を行い、不要財産とした経緯などを説明するとともに、納付方法及び今後のスケジュール等を確認した。</p>	<p>評価 b 国からの納入告知に基づき、確実に国庫納付を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b 瀬ヶ崎宿舎について、財務省理財局と不要財産の国庫納付に係る協議を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	---	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討 (2) ホームページ等での情報提供の推進 (3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供した事項に対する照会件数	—	1件	1件						
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	1件	1件						
達成度合	—	100%	100%						
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回						
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回						
達成度合	—	100%	100%						
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回						
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回						
達成度合	—	100%	100%						
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回						
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公	4回	4回						

	表							
達成度合	—	100%	100%					
機構からの補助金により造成された基金数	—	5 基金	5 基金					
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	5 基金	5 基金					
達成度合	—	100%	100%					
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1 回	1 回					
目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回					
達成度合	—	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項				
1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化				
法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」	(1) 内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	◇ア 内部統制の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要	<主要な業務実績> 令和 5 年 5 月 29 日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和 3 年度の点検結果のフォローアップ及び令和 4 年度のモニタリング結果の点検を行った。 また、行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動憲章周知週間 (11/6	<評定と根拠> 評定 b 内部統制委員会を開催し、各種取組に関する点検等を通じ、PDCA サイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章のさらなる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員		
(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知) に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等	(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知) に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等						

<p>を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。</p> <p>ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的を開催する。</p>	<p>する</p> <p>◇イ 役員会の開催 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ 役職員間の情報共有 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>～11/17) を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針のうち1つ以上について自らの行動目標を記載させ、その実践に資するため幹部会で共有した。</p> <p><主要な業務実績> 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を14回開催し、審議を行った。</p> <p><主要な業務実績> 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p>	<p>の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 幹部会を定期的を開催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	--------------------------------	--	--	---	--	--

				<p>また、創立 20 周年に当たり、理事長のリーダーシップにより立ち上げた編集チームの下、20 周年誌を作成して機構内イントラネットに掲示するとともに、座談会を開催し、それぞれの概要をホームページで公表した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により自粛していた全役職員を参集した対面による創立記念行事及び仕事始めの式について、4 年ぶりに再開し、理事長から役職員に対して訓示を行った。</p>		
		<p>エ 令和 5 年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>◇エ 内部監査の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和 5 年度内部監査年度計画 (令和 5 年 3 月 23 日付け 4 農畜機第 7050 号) に基づき、特産業務部、経理部、畜産経営対策部及び野菜振興部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 内部監査年度計画における被監査部署 4 部署及び 3 テーマ (計 7 件) について、計画どおり内部監査を実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。</p>	<p>◇オ リスク管理対策の推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕</p>	<p><主要な業務実績> 令和 5 年 9 月 8 日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリス</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおりリスク管理委員会を開催するこ</p>	

		<p>カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇カ 個人情報保護対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ク管理の実施状況等について審議した。 また、令和5年11月13日～12月15日に職員（1等級を除く。）を対象として、リスクに対する察知力を高めること及び担当業務のリスクに関する意識を高めることを目的に、動画視聴等による研修を実施した。</p> <p><主要な業務実績> 令和5年7月31日～9月29日に開催された個人情報保護制度の運用に関するオンライン研修会（総務省）を職員20名に受講させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に周知を行った（鹿児島及び那覇）。 令和5年11月29日～12月8日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認し、その結果を幹部会にて周知した。 また、令和6年2月9日から3月1日に、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱い</p>	<p>と等により、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 個人情報保護に関する研修、認識度調査及びその結果に対する周知、個人情報保護管理担当者の自己点検等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和5年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>◇ (2) コンプライアンスの推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 2 職員の人事に関する計画</p>	<p>に関する自己点検を実施した。</p> <p><主要な業務実績> 令和5年度コンプライアンス推進計画(令和5年3月23日付け4農畜機第7030号)に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口(内部相談窓口・外部相談窓口)の適切な運営を行うとともに、内部相談窓口の利用拡大に向けた新たな取組として10月から月2回「なんでも相談デー」を実施した。 また、同計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組(アンケート調査、自己点検、認識度調査、「コンプライアンス推進週間」(5月、10月)における啓発、外部講師による研修、他法人等における事例等の情報提供等)を計画どおり実施した。 さらに、令和6年2月29日にコンプライアンス委員会を開催し、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和6年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 令和5年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組を計画どおり実施し、コンプライアンスを推進することができた。 また、コンプライアンス委員会において、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和6年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定することができた。 特に、コンプライアンス推進相談等窓口について、内部相談窓口の利用拡大を図るため、これまでの運用に加えて「なんでも相談デー」を新たに設けることで、相談のハードルを下げることができたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
----------------------	---	---	---	---	---	--

<p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく取組等を行う。</p>	<p>を含む。）</p> <p>(1) 職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。</p>	<p>を含む。）</p> <p>(1) 職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。</p> <p>また、令和5年度において11名の新規採用(新卒7名、任期付4名)及び2名の経験者採用を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p> <p>[参考] 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,007百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は221人となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 常勤職員数が計画どおり250人を上回っていないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p>			

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。

ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。

ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした以下の階層別研修を実施する。
 (ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等
 (イ) 一般職員研修として、行政実務研修、メンタルヘルス研修等
 (ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等

◇ア 階層別研修の実施

- s : 取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
- a : 取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった
- b : 取組は充分であった
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>

令和5年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。

- ア 新聞購読研修（11月～3月、令和6年度新規採用予定者6名）
- イ 採用時衛生研修（4、9、11月、令和5年度新規採用者等13名）
- ウ 業務概要習得研修（4月、9月、2月、令和5年度新規採用者等13名）
- エ 初任者基礎研修（4月、令和5年度新規採用者7名）
- オ 初任者現地研修（2月、令和5年度新規採用者等8名）

一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。

- ア 係員研修（4月、8名、1月、16名）
- イ 係長研修（1月、27名）

<評定と根拠>

評定b
 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するための、階層別研修を計画どおり実施することができた。

<課題と対応>

特になし

	<p>イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした</p>	<p>イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした</p>	<p>◇イ 専門別研修の実施 s：取組は十分であり、</p>	<p>ウ 行政実務研修（4～3月、3名） エ 課長補佐研修（1月、15名） オ 課長代理研修（2月、21名） カ ポストオフ等研修（3月、9名） キ 総務省統計研修（9月、1名、11月、1名、2月、1名） ク TOEIC IP テスト（7月、16名） ケ 役職員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修（6、8、10、11、12、1月、延べ327名） コ メンタルヘルス研修（全役職員）（9月、225名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新任管理職研修（5月、2名、7月、3名、8月、1名） イ 中堅管理職研修（2月、23名） ウ 評価者研修（4月、6名） エ メンタルヘルス研修（1月、93名）</p> <p><主要な業務実績> 職員の専門能力を養成するため、以下の研修</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 職員の専門的能力を</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2208 136 2531 1814"></td> <td data-bbox="2531 136 2878 1814"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2208 1814 2531 1944"></td> <td data-bbox="2531 1814 2878 1944"></td> </tr> </table>				

	<p>部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）を実施する。</p>	<p>以下の部門別研修を実施する。 (ア) 総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理者養成研修等 (イ) 監査関連研修として、内部監査研修 (ウ) 会計関連研修として、会計事務職員研修 (エ) 広報関連研修として、広報研修 (オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修（JETRO 派遣含む。） (カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>を実施した。 ・総務・人事関連研修 ア 個人情報保護研修（7～9月、20名） イ 公文書管理研修（11月、1名） ・内部監査研修（7月、1名） ・会計関連研修 ア 会計事務職員研修（10～11月、1名） イ 予算編成支援システム研修（10月、1名） ・広報関連研修（9月、1名、12月、1名） ・調査情報関連研修 ア 語学力向上研修（11～3月、1名） イ 海外派遣研修（JETRO 派遣を含む）（海外派遣7～8月、1名・JETRO 派遣4月～9月、1名、4月～3月、2名） ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修（6月、10名、8月、1名、9月、1名、10月、1名、12月、2名、2月、1名） イ 食肉基礎研修（11月、6名） ウ 食肉専門研修（10月、5名） ・貿易実務研修（9月、5名）</p>	<p>養成するための専門別研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル</p>
	<p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル</p>	<p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデ</p>	<p>◇ウ デジタル人材育成研修の実施 s：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績> デジタル人材を育成するため、以下の研修を</p>	<p><評定と根拠> 評定 b デジタル人材の育成</p>	

	<p>人材育成研修（情報ネットワーク維持管理研修等）の実施等デジタル人材の育成を図るための取組を推進する。</p>	<p>デジタル人材育成研修を実施する。 (ア) IT パスポート取得を支援する IT リテラシー向上研修 (イ) PMO向け情報システム統一研修 (ウ) P JMO（情報システム担当者）向け情報システム知識習得研修（情報ネットワーク維持管理研修等）</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>実施した。 ア IT リテラシー向上研修（8～2月、37名） イ 情報システム統一研修（5月、7月、8月、9月、10月、2月、4名） ウ 情報システム知識習得研修（10～3月、40名）</p>	<p>を図るためのデジタル人材育成研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会</p>	<p>エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。</p>	<p>エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。</p>	<p>◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 企業価値の向上と人材確保のため「えるぼし認定」を取得する取組となる行動計画の策定・女性活躍状況の公表を実施するとともに、過去 3 カ年度のデータを整理し、東京労働局等の関係機関と調整した結果、女性活躍の状況に関する実績の基準を満たして申請手続を進めることができ、令和 6 年 3 月に認定を取得した。 さらに、女性が活躍でき、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備に関する職員の意識醸成を目的として、女性活躍推進研修（3月、79名）を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 「えるぼし認定」を取得する取組として、認定に必要な条件となる行動計画の策定・女性活躍状況の公表を実施するとともに、活躍の状況に関する実績の基準を満たすことができた。中期計画中の取得を目標としていたところ、初年度に認定を取得することができたことから、目標を上回る成果となった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。</p>	<p>事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金</p>	<p>事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。</p>	<p>応</p> <p>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>◇ (ア) 補助事業者に係る情報公開</p> <p>分母を公表回数とし、分子を 9 月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p>情報提供した事項に対して照会のあった 1 件について、翌業務日以内に回答した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和 5 年 9 月末までに</p>	<p>評価 b</p> <p>照会のあった 1 件について翌業務日以内に対応することができた。達成度合は 100% (1 件 / 1 件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>計画どおり 9 月末までに公表することができた。達成度合は 100% (2 回 / 2 回) であった。</p> <p><課題と対応></p>	
---	--	--	---	--	--	--

	<p>額、実施時期等を公表する。</p>		<p>取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>ホームページにおいて公表した。</p>	<p>特になし</p>	
<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(イ) 生産者等への資金に係る情報開分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者等に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和5年9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%(2回/2回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>特産関係(砂糖・でん粉)の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌</p>	<p>イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務 特産関係(砂糖・でん粉)については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付</p>	<p>イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地</p>	<p>◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%で</p>	<p><主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%(4回/4回)であ</p>	

<p>月末までに公表する。</p>	<p>対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>った。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。</p>	<p>◇ウ 基金の保有状況等の公表 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の5基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和5年10月31日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金</p>	<p><評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。達成度合は100%（5基金/5基金）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産関係業務につい</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産振興資金に繰り</p>	<p>◇エ 経理の流れの公表 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公</p>	<p><主要な業務実績> 令和4年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事</p>	<p><評定と根拠> 評定b 令和4年度の畜産業振興事業の実績につい</p>	

<p>産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>て、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p>	<p>入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和5年9月15日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>て、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、分かりやすい内容で9月末までに公表することができた。達成度合は100%（1回/1回）であった。</p>	
<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。</p>	<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的にわかりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>	<p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>	<p>○4 消費者等への広報</p> <p>(1) アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠></p>	
	<p>ア 広報活動の強化を</p>	<p>◇ア 広報推進委員会</p>				

		<p>図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>における広報活動の改善の検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策や情報発信の方法等を検討した。</p>	<p>評価 b 広報推進委員会における検討により、広報活動の改善・強化に十分取り組むことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。</p>	<p>イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>◇イ アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレット等に関するアンケート調査を令和6年2月に実施した。(全国15歳以上の男女、有効サンプル数は200名)</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 令和6年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>◇(2) ホームページ等での情報提供の推進 ホームページでの「消費者コーナー」の充実等を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績> でん粉制度の周知・浸透のための動画3本(「でん粉ができるまで」等)をYouTube(alicチャンネル)及び消費者コーナーで公開した。 広報誌については、読みやすさを優先し、縦書きを横書きに変更してWebでの掲載及び電子ブ</p>	<p><評価と根拠> 評価 a 食品から製紙、医薬品まで、幅広い用途に使われているでん粉について、子供から大人まで興味、親しみを持ってもらうとともに、その必要性を理解してもらうための動画を作成し配信するなど制度の周知・浸透</p>	

			<p>かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ックでの発行に取り組んだ他、幅広に消費者に受け入れられる紙面を充実させるため、若手職員からなる広報推進連絡員とのミーティングを開始した。 SNS については、Facebook に加えて令和5年度より Instagram も開始し、農畜産業や機構業務への理解を深め、機構の認知度を向上するため、幅広い層に向けた積極的な発信に取り組んだ。また、産地や生産現場に関する情報を、地方事務所を活用して積極的に発信した。</p>	<p>につながるきっかけを作ることができた。 また、情報発信の拡張の観点から、Instagram による配信を開始し、デジタルによる情報提供を強化することができた。 これらのように消費者等への分かりやすい情報提供について、優れた取組内容が認められることから、a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。 また、アンケート調査の実施により、意見交換会等を通じて得られた情報等について効果測定を行うこととし、参加者の理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>◇ (3) 消費者等との意見交換会等の開催 分母を5段階評価の4.0とし、分子を消費者等との意見交換会等の参加者に対して実施するアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.4であり、目標の4.0を上回った。 ・意見交換会：5.0 ・セミナー：4.6 ・出展イベント：4.1 消費者等との意見交換会については、現地開催を4年ぶりに再開し、指定野菜や機構が実施する野菜価格安定制度について、消費者等の理解促進を図るため、JAいるま野管内のさといも産地を訪問し関係者との意見交換等を実施した。 alic セミナーについては、4回開催し、</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 4年ぶりの現地開催となった消費者代表との意見交換会では、現地訪問を通じ、産地の声に直接触れる機会を確保することで、機構業務の必要性の理解醸成を推し進め、参加者の理解度は5.0と、全ての参加者において、高い理解度が確認することができた。 また、さといもの一大産地である JA いるま野を訪問し、選果場や圃場を見学し話を伺った。さといもの生産概況や消費動向について JA 関係者と活発な情報交換がなされ、参加者からは深刻</p>	

			<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>YouTube (alic チャンネル) のほか、会場参集型(対面型)を3年ぶりに再開し、消費者等への情報提供に取り組んだ。</p> <p>イベント出展については、「第18回食育推進全国大会」及び「第62回農林水産祭実りのフェスティバル」のほか、「ファーマーズ&キッズフェスタ」に初めて参加し消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらうとともに、農畜産物の正しい知識の啓発に取り組んだ。</p>	<p>な労働者不足を目の当たりにし、現場を見ることの重要性を感じた等の意見が出された。更には、消費者団体が発行する紙面やWebでも大きく取り上げられ広くフィードバックされ、機構業務等への理解の促進を図ることができた。</p> <p>また、(独)家畜改良センターの講師によるalicセミナーでは、3年ぶりとなる対面開催を再開したことで、質疑等を通じ、双方向・同時的な意見交換等による理解促進を図ることができた。</p> <p>さらに海外(ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー)から生の情報をYouTube (alic チャンネル) で1か月間にわたり公開し、参加者アンケートにおいて高評価を得た。特に、「豪州における近年の飼料穀物需給動向と見通し」といった話題性の高いテーマを取り上げた回では、参加者の理解度は4.9と高い評価を獲得することができた。</p> <p>さらに、初参加となった体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」では、ワークショップを開催し、首都圏在住の子どもやその保護者に対して農畜産物に関する理解を深める場</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>○ 5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>◇ (1) 情報セキュリティ対策</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和 5 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。</p> <p>① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価から得られた共通的な留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p> <p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティ対</p>	<p>を提供することができた。</p> <p>これらのように、当初の目標を大きく上回り、優れた取組内容が認められることから、a 評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和 5 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組及び情報機器等の更改を計画どおり実施することができた。</p> <p>また、情報セキュリティ委員会において、令和 5 年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和 6 年度の同計画を策定し PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> </tr> </table>						

				<p>策、IT リテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。</p> <p>④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及び情報システムの運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認するためのヒアリングを実施した。</p> <p>⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバ、IPS による外部監視サービス、ファイル暗号化システム及びウイルス対策ソフトの運用を継続した。</p> <p>⑥ NISC による情報セキュリティ監査（マネジメント監査）及びペネトレーションテストに適切に対応した。</p> <p>また、令和6年3月8日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和5年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和6年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇(2) 連絡体制の整備 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局と情報共有を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者や保守業者等の緊急連絡先名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	○6 施設及び設備に関する計画 —	—	—	
—	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別	○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<p><主要な業務実績> （畜産勘定） 前期中期目標期間繰越積立金870百万円は、旧農畜産業振興事業団から承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理していることを確認した。 （補給金等勘定） 令和4年度決算において1,408百万円の当期純損失を計上したため、機構法第10条第1号ロからへまでに規定する</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 前期中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、野菜勘定及びでん粉勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>○ 8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>業務に前期中期目標期間繰越積立金（4 年度末残高 5,773 百万円）を充てた。</p> <p>（野菜勘定） 第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した 24 百万円を有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てた。</p> <p>（でん粉勘定） 令和 4 年度決算において、836 百万円の当期純損失を計上したため、前期中期目標期間繰越積立金（4 年度末残高 132 百万円）を充てた。</p>	<p><主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－</p> <p><課題と対応> －</p>
<p>6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>－</p>				

4. その他参考情報

特になし